

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令案要綱

第一 公共施設

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）における公共施設として、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設を規定すること。（第一条関係）

第二 認定市町村が行うことができる都市公園の維持等

認定市町村が行うことができる都市公園の維持等として、都市公園法施行令第五条第五項第二号に掲げる施設等の新設、増設若しくは改築又は当該施設が設けられている都市公園の維持を規定すること。

（第二条関係）

第三 歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、認定歴史的風致維持向上計画に記載された管理の指針となるべき事項に適合して行う行為及び法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為を規定すること。

（第三条関係）

第四 歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として、都市計画施設を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為等を規定すること。
(第四条関係)

第五 歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しないその他の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しないその他の行為として、法第二十七条第一項の契約に基づき認定市町村又は支援法人が行う行為を規定すること。
(第五条関係)

第六 認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務等

一 認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務として、認定重点区域内において行われる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）であつて、文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからホに掲げる行為等に該当するものの許可等又は報告を求めること等の事務の全部又は一部を規定すること。

二 文化庁長官は、一の事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、事務の内容等を明らかにして、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（その事務の全部又は一部を行って

いるものに限る。)に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならないこととする。

(第六条関係)

第七 公園管理者の権限の代行

認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること等以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。

(第七条関係)

第八 認定市町村の長が都市緑地法の規定による事務を行うこととする場合における手続等

都道府県知事は、認定市町村の長が都市緑地法の規定による事務を行うこととする場合には、事務の内容等を明らかにして、あらかじめ、当該認定市町村の長の同意を求めなければならないこととする。

(第八条関係)

第九 地区施設

法第三十一条第二項第四号の政令で定める施設として、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地を規定すること。

(第九条関係)

第十 歴史的風致維持向上地区計画の区域の土地利用に関する基本方針にその用途等に関する事項を定めることができる建築物等

歴史的風致維持向上地区計画の区域の土地利用に関する基本方針にその用途等に関する事項を定めるところができる建築物等として、地域の伝統的な行事に用いられる衣服、器具その他の物件の保管を主たる目的とする倉庫等を規定すること。
(第十条関係)

第十一 歴史的風致維持向上地区整備計画において定める建築物等に関する事項

歴史的風致維持向上地区整備計画において定める建築物等に関する事項として、垣又はさくの構造の制限を規定すること。
(第十一条関係)

第十二 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要する行為

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要する行為として、建築物等の移転等を規定すること。
(第十二条関係)

第十三 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為
その他の行為

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、仮設の建築物等の新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等を規定すること。

(第十三条関係)

第十四 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として、本要綱第四に規定する行為を規定すること。

(第十四条関係)

第十五 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しないその他の行為

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しないその他の行為として、建築確認等を要する建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更であつて、歴史的風致維持向上地区整備計画において当該建築物等について定められている事項のすべてが条例でこれらに関する制限として定められている歴史的風致維持向上地区計画の区域内において行うもの等を規定すること。

(第十五条関係)

第十六 支援法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地

支援法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地として、法第三十五条第二号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地を規定すること。
(第十六条関係)

第十七 事務の区分

第六により町村が処理することとされている事務は地方自治法第二条第九項第一号に規定する法定受託事務とすること。
(第十七条関係)

第十八 その他

- 一 この政令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行すること。
(附則第一条関係)
- 二 その他所要の改正を行うこと。
(附則第二条関係)